

被保険者等記号
911

記号番号は①～③のいずれかでご確認ください。
① マイナポータル
② 資格情報のお知らせ
③ 資格確認書（健康保険証）

任意継続加入後に、新たに被扶養者を申請する場合にご提出ください。
生計維持関係申告書・添付書類のご提出も必要です。今回申請する方のマイナンバーを在職中に提出していない場合はマイナンバーの提出も必要となります。申請前に健康保険組合にご連絡ください。

任意継続 健康保険被扶養者（増加）届

注意事項

提出期限・・・異動を生じた日から五日以内

被保険者等番号	1	2	3	4	5	性別	男	被保険者の氏名	健保 太郎	被保険者の生年月日	昭和 平成 令和	2年 3月 20日生
被保険者の資格取得年月日	平成 6年 4月 1日					被保険者の報酬月額	無記入 円	この届が受理された後の被扶養者数	3名	この届が受理される前の被扶養者数	2名	

世帯の同・別区分	被扶養者の氏名		生年月日	性別	続柄	扶養を始めた年月日	理由	被扶養者の職業	被扶養者の月平均収入額	認定年月日【健保記入欄】	資格確認書発行要否
	フリガナ	氏名									

同・別	ケンボ	ハナ	昭和 平成 令和	6 12 5	男 女	二女	6 12 5	無	0	無記入	必要
-----	-----	----	----------	--------	-----	----	--------	---	---	-----	----

令和6年12月2日以降は、保険証の交付ができません。
資格確認書の発行が必要な場合(※)は「必要」に丸をしてください。
※発行が必要な場合
①マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
④マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある者
資格確認書の発行が不要な場合(マイナ保険証利用)は「不要」に丸をしてください。
被扶養者認定後、事業所経由で資格確認のお知らせをお送りしますので、マイナポータルで最新の健康保険証情報をご確認ください。

令和 6年 12月 10日 提出

三井物産健康保険組合 理事長殿 被保険者 住所 東京都世田谷区〇〇〇1-2-3
氏名 健保 太郎